

申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページから！

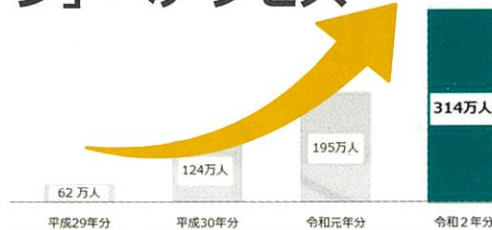
STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告

www.keisan.nta.go.jp

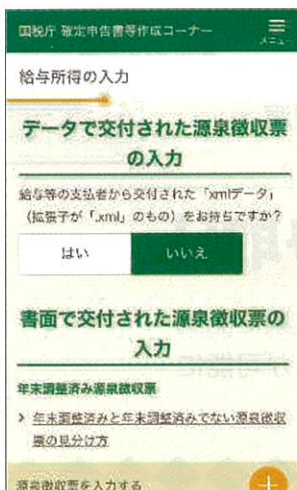


スマートフォンはこちらから→

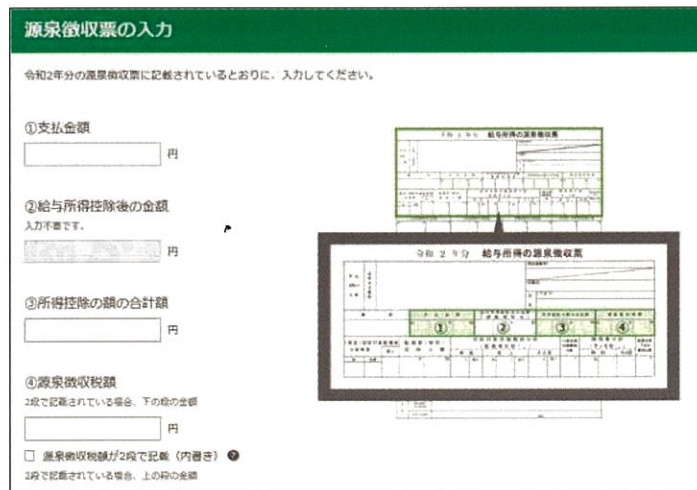


全国で314万人の方が国税庁HPを利用して申告書を提出しています！

STEP 2 申告書を作成



スマホ専用画面



パソコン画面

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！



※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

※ 画面は令和2年分のものです。

STEP 3 申告書を送信

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



② ICカードリーダーライター 又は マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



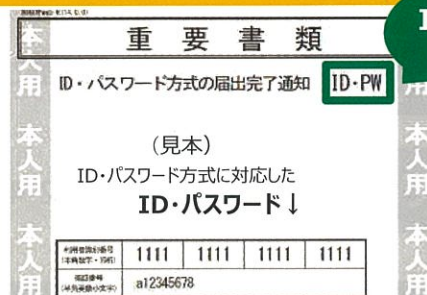
又は



ICカードリーダーライターとして代用できる端末は一部のAndroid端末のみ
対応端末の一覧はこちらから！

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

IDとパスワードで送信



ID・PW
が目印

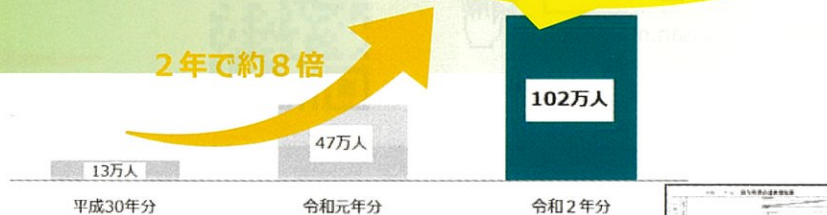
・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。

・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

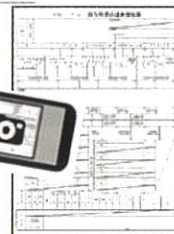
令和4年1月から スマートフォンを利用した申告が より一層便利になります

全国で**100**万人以上
の方が利用されています



★ スマホ専用画面の対象が拡大

スマートフォンで見やすいスマホ専用画面の対象に、給与所得、年金収入等の雑所得、一時所得に加えて新たに、特定口座による株式等の譲渡所得等、上場株式等に係る繰越損失等の金融・証券税制が加わります。



★ スマホカメラで源泉徴収票を読み取り

スマートフォンのカメラで源泉徴収票を読み取ることで、源泉徴収票に記載されている金額等を確定申告書等作成コーナーへ自動反映させることが可能になります。

スマホ申告はこんなにいいこと

ご自宅で

マイナンバーカードやID・パスワードを使ってご自宅などどこでも送信

自動計算

画面の案内に従って金額などを入力するだけで自動計算

スマホで見やすい

スマホ専用画面で見やすく操作が簡単

いつでも

確定申告期は24時間いつでも利用可能

スマホ申告に必要なものは、スマートフォンに加えて

次の①、②のいずれか

- ① マイナンバーカード（スマートフォンはマイナンバーカード読取対応のものがが必要です。）
- ② 税務署で発行したID・パスワード

※ ID・パスワード方式は暫定的な方法です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。